

報告第13号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和6年9月2日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

6 専第 5 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市は相手方に、金 8,934 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和 6 年 8 月 20 日
- 4 事 案 概 要 令和 6 年 1 月 17 日（水）午後 5 時 15 分頃、交野市私部 4 丁目 50 番 9 号付近 T 字路交差点において、公用車が直進していたところ、相手方車両が公用車と同一進行方向に左折しようとした際に、相手方車両右前方部が公用車左後方部に接触し、双方の車両が破損したもの。
- なお、事故の責任割合は、本市 10%、相手方 90%とし、それぞれ相手方損害額のうち、その責任割合に応じた額を負担する。
- 5 そ の 他
- | | |
|--------------------|-----------|
| 相手方損害額 | 89,342 円 |
| 上記額のうち、本市責任額（10%） | 8,934 円 |
| 市損害額 | 188,111 円 |
| 上記額のうち、相手方責任額（90%） | 169,300 円 |
| 対物共済保険 | 27,745 円 |
| 市持出額 | 0 円 |

令和 6 年 8 月 20 日

交野市長 山 本 景